

明石市 西部文化会館 低濃度P C B廃棄物
収集運搬・処分業務委託

仕 様 書

2 0 2 6 年

令和8年

明石市 市民生活局 市民協働推進室
コミュニティ・生涯学習課

1. 件 名

西部文化会館 低濃度PCB廃棄物収集運搬・処分業務委託

2. 概 要

(1) 実施場所

名 称 明石市立二見コミュニティ・センター 西部文化会館

住 所 兵庫県明石市二見町西二見597-2

(2) 業務内容

本業務は、明石市市民生活局 市民協働推進室 コミュニティ・生涯学習課（以下「発注者」という。）が保管事業場（搬出元）に保管するポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）廃棄物を、受注者が処理施設（搬入先）に収集運搬する業務と、処理施設（搬入先）に運搬されたPCB廃棄物を処分する業務をあわせて、本件業務の範囲とする。

(3) 収集運搬・処分を行う PCB 廃棄物

対象となる低濃度PCB廃棄物に関する情報は、以下の表のとおり。濃度については関係法令に基づき確認しているが、油に含まれる不純物の有無については、受注者が確認のうえ、適正に処分するものとする。

安定器（コンデンサー）については、PCB 分析を行っていないため、「みなし処分」として処分するものとする。

なお、収集運搬・処分業務に必要な機材等については受注者が準備し、積込時間帯については西部文化会館の運用状況を考慮して、決定するものとする。

廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度	
	定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (容器重量含む)	区分	濃度
変圧器 (トランス)	50kVA	(株)東芝	PS6-K5	1978年	変圧器	1	215kg	低濃度	31mg/kg
安定器 (コンデンサー)	10A	ニチコン(株)	EB2511011XQ0486	1993年	安定器	1		低濃度	不明

(4) 業務担当区分

① 収集運搬する業務担当

廃掃法第14条の4第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物の収集運搬業について、次の(ア)及び(イ)を満たす許可を入札参加が単体であって廃掃法第15条の4の4第1項に基づく無害化処理認定について次の(ウ)を満たす認定を有する者であること。

- (ア) 積み込む場所及び積み下ろす場所を含む区域を管轄する都道府県知事
（又は政令市長※）の特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可
- (イ) 上記(ア)の許可証において、廃掃法第2条第5項に規定する特別管理産業廃棄物のうち、次に掲げる種類が明記されていること。
- ・ポリ塩化ビフェニル汚染物
- (ウ) 無害化処理の大臣認定制度
- 同認定証に記載された「処理する産業廃棄物の種類」として次に掲げる項目が記載され、廃油、その他汚染物等、処理を行う物の区分に応じた汚染物の処理が含まれていること、かつ「収集又は運搬の有無」の区分が「有」と記載されていること。
- ・廃掃法施行令第2条の4第5号ロ及びハに規定するポリ塩化ビフェニル汚染物

② 処分する業務担当

廃掃法第14条の4第6項の規定に基づく特別管理産業廃棄物の処分業について、次の(ア)を満たす許可を有する者又は、同法第15条の4の4第1項に基づく無害化処理認定について次の(イ)を満たす認定を有する者であること。

- (ア) 当該処分を行う区域を管轄する都道府県知事（又は政令市長※）の特別管理産業廃棄物処分業の許可ただし、同許可証において、廃掃法第2条第5項に規定する特別管理産業廃棄物のうち、次に掲げる種類が明記されていること。
- ・ポリ塩化ビフェニル汚染物
- (イ) 無害化処理の大臣認定制度
- ただし、同認定証に記載された、「処理する産業廃棄物の種類」として次に掲げる項目が記載され、廃油、その他汚染物等処理を行う物の区分に応じた汚染物の処理が含まれていること。
- ・廃掃法施行令第2条の4第5号ロ及びハに規定するポリ塩化ビフェニル汚染物
- ※政令市長とは、廃掃法施行令第27条第1項に規定する市長のことをいう。

(5) 履行期限

契約締結の翌日から令和9年3月31日

（期限内に産業廃棄物管理票（以下、「マニフェスト」という。）D票の提出を含む。）

3. 法令等の遵守

- (1) 受注者は、収集運搬業務・処分業務の遂行にあたって、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン（平成23年8月改定）環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部」（以下、「ガイドライン等」という。）、その他関係法令等を遵守すること。

- (2) 受注者は、万が一作業中に保管容器からPCBが漏れ出したときは、直ちに発注者に報告し、その指示に従い適正に処置すること。また、処置に要する費用については、受注者が負担すること。

4. 適正処理に必要な情報

- (1) 発注者は、PCB廃棄物の適正な処理のため必要な次の情報を受注者に提供する
- ① PCB廃棄物の性状及び荷姿に関する事項
 - ② 通常の保管状況の下での腐食、揮発等、PCB廃棄物の性状の変化に関する事項
 - ③ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
 - ④ その他PCB廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項
- (2) 発注者は、受注者の求めに応じて、上記の内容以外にも適正処理に必要な情報を受注者に提供する。
- (3) 発注者は、上記(1)及び(2)の情報に変更があったときは、遅滞なくその旨を受注者に通知する。

5. 作業実施上の留意遵守事項

- (1) 受注者は、収集運搬日程等について、発注者と協議し、ガイドライン等に基づき、運搬計画書を作成し、事前に発注者に提出すること。
- (2) 受注者は、事前に収集運搬当日の作業方法等について、発注者と十分協議し実施すること。また、受注者は保管事業場（搬出元）、処理施設（搬入先）において、障害物などの除去が必要な場合は、発注者と協議のうえ実施すること。
- (3) 受注者は、収集運搬にあたって道路規制部分の許可申請が必要な場合、警察に申請を行い、許可を得ること。
- (4) 受注者は、収集運搬中に予測される降雨等の気象状況に対し、十分対策を講じること。
- (5) 受注者は、本業務の従事者であることが認識できる作業服もしくは腕章を着用すること。
- (6) 受注者は、作業にあたり事故等のないよう細心の注意を払い運搬すること。また、近隣住民等に対しての迷惑防止に努めること。

6. 提出書類

- (1) 受注者は、発注者から委託されたPCB廃棄物を収集運搬・処分できることを示すものとして、契約締結の際に許可証の写しとともに提出すること。なお、受注者は、許可事項に変更があった場合、速やかにその旨を発注者に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出すること。
- (2) 受注者は契約後に下記提出書類一覧表に記載の書類を提出すること。なお、様式

については、契約後に発注者が受注者へ提供するものとする。

- (3) 受注者は、本業務における業務責任者（1 名）を定め、発注者に通知するものとする。業務責任者は、受注者と直接雇用関係を有しているものであり、業務内容を十分に理解し、現場における作業管理及び総括を行うこと。
- (4) 受注者は、P C B廃棄物を処理施設（搬入先）に搬入した後、遅滞なくマニフェストB 2 票を返送するものとする。また処理施設（搬入先）の処理が完了した後も遅滞なくマニフェストD票を返送するものとし、本業務完了時には業務完了通知書を発注者に提出すること。

【提出書類一覧表】

No	書類名	提出期限
1	業務着手届	契約締結後遅滞なく
2	業務工程表	契約締結後 14 日以内
3	業務責任者通知書	契約締結後遅滞なく
4	業務完了届	業務完了の日
5	請求書	検査合格後速やかに

7. その他

- (1) P C B廃棄物を保管事業場（搬出元）から搬出する際にかかる有料駐車場代等の費用については、受注者の負担とする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項が生じたときは、関係法令に従い、発注者と受注者が協議しこれを取り決めるものとする。

8. 事業担当

明石市 市民生活局 市民協働推進室

コミュニティ・生涯学習課 電話番号：078-918-5004